

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年3月23日(2006.3.23)

【公開番号】特開2000-221868(P2000-221868A)

【公開日】平成12年8月11日(2000.8.11)

【出願番号】特願平11-20751

【国際特許分類】

**G 0 3 H 1/04 (2006.01)**

【F I】

**G 0 3 H 1/04**

【手続補正書】

【提出日】平成18年1月12日(2006.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の基板上に体積ホログラム形成用樹脂組成物層が積層されたホログラム形成用感光材に、ホログラムの情報を露光する工程および前記体積ホログラム形成用樹脂組成物層上に第2の基板を積層する工程とを行ない、その後、加熱処理を行なうことを特徴とするホログラムの製造方法。

【請求項2】

ホログラムの情報を露光する工程を行なった後、前記体積ホログラム形成用樹脂組成物層上に第2の基板を積層する工程とを行なうことを特徴とする請求項1記載のホログラムの製造方法。

【請求項3】

前記体積ホログラム形成用樹脂組成物層上に第2の基板を積層する工程を行なった後、ホログラムの情報を露光する工程を行なうことを特徴とする請求項1記載のホログラムの製造方法。

【請求項4】

ホログラムの情報を露光する際の露光光の入射角度<sub>1</sub>と、得られるホログラムの再生光角度<sub>2</sub>との差の絶対値が5°以下であることを特徴とする請求項1または2記載のホログラムの製造方法。

【請求項5】

前記ホログラム形成用感光材の体積ホログラム形成用樹脂組成物層と第2の基板との間に、更に一またはそれ以上の層からなる中間層が積層してあることを特徴とする請求項1記載のホログラムの製造方法。

【請求項6】

中間層が接着剤層からなることを特徴とする請求項5記載のホログラムの製造方法。

【請求項7】

中間層が体積ホログラム形成用樹脂組成物層側から、順に、接着剤層および保護層の二層からなることを特徴とする請求項5記載のホログラムの製造方法。

【請求項8】

保護層が水溶性樹脂層であることを特徴とする請求項7記載のホログラムの製造方法。

【請求項9】

水溶性樹脂層を構成する水溶性樹脂が、ポリビニルアルコール、ポリビニルピロリドン、

またはポリビニルイソブチルエーテルから選択された 1 種以上であることを特徴とする請求項 8 記載のホログラムの製造方法。

【請求項 10】

前記第 1 および第 2 の基板が、ガラス、プラスチック、またはセラミックから選ばれた同種または異種の素材からなり、少なくとも一方が光透過性であることを特徴とする請求項 1 記載のホログラムの製造方法。

【請求項 11】

前記第 1 および第 2 の基板の厚みが、おののの、 $30 \mu m \sim 2000 \mu m$  であることを特徴とする請求項 1 記載のホログラムの製造方法。

【請求項 12】

加熱処理を、 $100 \sim 200$  の範囲内の温度で $0.5 \sim 5$  時間行なうことを特徴とする請求項 1 記載のホログラムの製造方法。